第１４号様式

中小企業等協同組合　組合員名簿及び誓約書

令和７年　　月　　日

（あて先）長崎市長

中小企業等協同組合名称

住所

代表者氏名

１　長崎市二輪車等駐車場（19施設）及び長崎駅西口自動車整理場における指定管理者の申請に際し、指定管理業務を担当する組合員を次のとおり報告します。

　⑴　担当組合員

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地  名称  代表者名 | 担当する指定管理業務： |
| 所在地  名称  代表者名 | 担当する指定管理業務： |
| 所在地  名称  代表者名 | 担当する指定管理業務： |
| 所在地  名称  代表者名 | 担当する指定管理業務： |
| 所在地  名称  代表者名 | 担当する指定管理業務： |

※　指定管理者としての業務を行う組合員は、すべて「⑴　担当組合員」に記載してください。

※　「⑴　担当組合員」については、指定管理者として選定されたのち、役員名簿（第○号様式）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出していただきます。

※　記入欄が足りない場合は、行を追加してください。

２　１⑴で報告した担当組合員について、次の事項について虚偽でないことを誓約します。

⑴　長崎市内に事業所又は事務所等を有し、その営業年数が３年以上ある者であり、当該事務所等において従業員を雇用していること。

⑵　本募集に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。

⑶　３年以上の実績を有する（過去３か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。

⑷　長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑸　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

⑹　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

⑺　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

⑻　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者でないこと。

⑼　長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱（平成17年12月21日施行）第３条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。

⑽　長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成７年11月７日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。

⑾　労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

⑿　給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。

⒀　長崎市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

⒁　当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。